科学研究費補助金研究成果報告書

平成21年5月25日現在

研究種目:若手研究(B)研究期間:2006~2008

課題番号:18730332

研究課題名(和文) 不法をめぐる正統性と公共性—不法占拠地域における

マイノリティ権利の制度化

研究課題名(英文) Legitimacy and Publicity over illegality: Institutionalization of

the minority rights in the illegal occupation area

研究代表者

金菱 清 (Kanebishi Kiyoshi) 東北学院大学・教養学部・准教授

研究者番号:90405895

研究成果の概要:

本研究は、「不法占拠」地域の人々により、私的な行為が「公共的」なものとして組み替えられるプロセスを追った。具体的には、日本最大といわれる「不法占拠」地域である中村地区(伊丹空港の国有地にある地区)において、「不法占拠」という不法な私的行為が、合法/不法の基準で判断する行政からも「正当性」が認められ、「不法占拠」地域の移転補償がなされるしくみを明らかにした。

最終的には「生きられた法」としてまとめた。生きられた法とは、国家の法による一元的な支配とは異なり、「国民国家」「民族」「土地」「生活環境」から何重にも締め出されながら、人びとが自らの規範に従って実践して生成されていく、相対的に自律した独自の社会的制度体(秩序)である。

交付額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2006年度	1, 500, 000	0	1, 500, 000
2007年度	1, 100, 000	0	1, 100, 000
2008年度	900, 000	270,000	1, 170, 000
年度			
年度			
総計	3, 500, 000	270, 000	3, 770, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:社会学

キーワード:レジティマシー、公共性、マイノリティ、権利、法

1. 研究開始当初の背景

環境問題をとらえた時、環境被害はみんなに等しく分け与えられたものではなく、ある地域社会に特化された形で立ちあらわれる問題である。低所得者層はより劣位の環境に身を置く。この社会的弱者や被差別者が受苦

者となることによって、問題が複雑になり悪化することが一般的である。ここに本研究が取り組むべき環境と差別の関係性がたちあらわれる。つまり、社会的弱者がより悪い環境に身をおくことにとどまらず、環境問題の発生によって差別状況が悪化して、社会関係

に潜む差別性が顕在化してくる社会的現象がある。

とりわけ、劣悪な環境に住む者が社会的ス ティグマを背負った存在として差別される ことがあるが、それはそこで初めて差別が発 生したとみるよりは、既存の差別が増幅され ることを意味している。水俣のように環境問 題の解決に時間がかかるのは、自然環境や生 態系の回復に時間がかかることだけが原因 ではなく、そこに社会的差別が絡むために、 人為的な遅れが加わるからである。すでに差 別されている集団を被害者にしてしまえば、 被害救済を求める社会的圧力が弱まり、その 分、救済措置にかけるコストが小さくてすむ。 また、被害者を支援する側や被害者の間に確 執が発生しやすく、その分、汚染発生者の責 任を追及する社会的圧力を減じる効果があ る。したがって、即物的な次元で問題を緩 和・改善・解消できたとしても、それが社会 関係の改善までに及ばなければ、本当の意味 での環境問題の解決にはならないと考える。

本研究は、以上のような環境問題の本質部 分に介在する社会的差別の諸相を明らかに し、人々がいかなる正義(正統性)を構築す ることによって公共的空間への参入を試み たのかを整理し分析する。そのことによって、 人々の生活ひいては生活環境を国や地方自 治体はどのように保証あるいは否定するの かという、現在の社会的弱者を考える際の位 置づけを考えることが可能となる。これまで 社会保障に対する社会科学の研究は、法律制 度の枠組みのなかで手続き等の議論に関す る膨大な蓄積がある。しかし、そこに社会的 経済的差別の問題を加味していくと、制度外 で生活を強いられる人々を現実的に想定せ ざるをえないが、制度外での研究蓄積は乏し い。したがって、本研究は、「不法」と「生 活保障」をめぐって、社会科学の諸理論と実 践について行政政策を媒介にして考察する。

2. 研究の目的

21世紀は「環境」の時代だと言われている。確かに一側面では正鵠を射ている。ドイツ・日本などの先進国はこぞって「環境先進国」を標榜しはじめ、「成熟」社会へと突入したことは多くの人が認めるところである。他面、成熟社会はおろか、経済的安定に立るえる。他でない開発に取り残された「貧困」地域は不存在する。とりわけ、都市における「貧困」地域は、生活基盤が整わない劣悪な環境のもとで、正当な土地についての所有の権原がない「不法占拠」という集住形式をとる。このあらわれている、と考えている。

本研究は、貧困地域がこの「不法」という法律の適用可能性が閉ざされている点に着目

して、人々が土地に関わることで獲得してきた「正統性」とそれをめぐる「公共性」のあり方について社会学的に分析することを目的としている。具体的には、差別や貧困を背負った「社会的弱者」やマイノリティの生活保障のあり方について、国内外の「不法占拠地域」事例をとりあげながら比較研究をおこなう。

とりわけ、中心の課題として、大阪国際空 港の空港用地及び同周辺の河川敷地にまた がる戦後最大規模の「不法占拠地区」(以下 「中村地区」と呼ぶ)を事例に扱う。この国有 地に、正当な土地の使用権限を有しないまま、 286世帯489人の在日韓国・朝鮮人(一 部日本人)が居住をしている。こうした国有 地の不法占拠状態を解決すべく、関係行政機 関による協議が度々行われてきたが、「戦後」 半世紀がたった今日においてもなお抜本的 な解決には至らず、空港用地に一般住民が居 住するという「不正常な」状況が続いている。 本来であるならば騒防法に照らして最高ランク の騒音に対して適用される対策からも当該 地区は外されているため、飛行機の騒音並び に振動は深刻な状況にある。

このような現状を踏まえ、そこに住んでいる住民の生命財産を保全すべく、国によって制度の仕組みの中で「移転補償」が支払われることが決定された。主な計画のスキームとして、中村地区に隣接する空港レーダー施設の国有地を市に売却したした上で、移転者の代替住宅として共同住宅を建設し、そこに集団移転する整備方針がたてられている。この事例から「不法占拠」地域におけるマイノリティ権利の制度化を具体的に考察することが可能となる。

3. 研究の方法

本研究は、社会学的研究がどちらかといえ ば慎重に避けてきた環境政策的な発想を取 り入れることを視野にいれている。とりわけ、 「正義」の視角からみると、「公共性と法」 と、「私的生活と不法」という二つの対立軸 を設定して、生活と公共性を考える。という のも、通常、正義か不正義かという区別は政 治的に・法的に設定され、そのような設定の 下で多くの場合われわれの正義感覚は制度 化されている現状にある。つまり、ある種「自 然化」された正義か否かの区分は、この線引 きを設定したり定義したりしている権力の 「正義の独占」への視点を巧妙な形で隠蔽し、 不問に付す効力を持つ。こうした正義コード の単一化に対し、社会的弱者や被差別者は、 社会的に孤立したなかで不正義を訴えるの である。彼らのこれまで私的なもの(私的生 活)としてしか捉えられなかった事柄を、当 事者が公共的に考えるべき「不正義」「正義」

として捉えなおしていく過程を社会科学の 議論の俎上に載せて「翻訳化」する作業が求 められているのである。

具体的には、大阪国際空港の不法占拠地区をはじめ、同和対策特別地域や河川敷不法占有地区、在日コリアン集住地区、災害指定地域などを対象にフィールドワークを行う。そしてこれまでそれぞれ異なる視点で扱われてきた社会的差別と、地域環境問題の現象とでがどのような関係にあるのかを分析し、行政をとして何をどこまで保証してきたのか、あるいは保証するのかを通史的に把握する。そのうえで、社会科学がもつ「公共性」の議論とつき合わせるなかで、環境問題の解決における地域社会システム的解決への体系の発品とつき合かな基本的モデルおよび理論の発展によって期待される。

4. 研究成果

本研究は、「不法占拠」地域の人々により、 私的な行為が「公共的」なものとして組み替 えられるプロセスを追った。具体的には、日 本最大といわれる「不法占拠」地域である中 村地区(伊丹空港の国有地にある地区)にお いて、「不法占拠」という不法な私的行為が、 合法/不法の基準で判断する行政からも「正 当性」が認められ、「不法占拠」地域の移転 補償がなされるしくみを明らかにした。

最終的には「生きられた法」としてまとめた。生きられた法とは、国家の法による一元的な支配とは異なり、「国民国家」「民族」「土地」「生活環境」から何重にも締め出されながら、人びとが自らの規範に従って実践しれて生成されていく、相対的に自律した独自の社会的制度体(秩序)である。実践的なココと会的制度体(秩序)である。実践的なコニティにおいて獲得された知識に準拠し、「生きられた法」は生成される。法外に対め出されながらも周縁に位置取ることで外部出されながらも周縁に位置取ることで外部へ向かって開かれ、グローバルな資本主義世界を自分たちのもとに招き入れ、無から財を築いていく。

マジョリティから排除され、法の例外状態に放り出されて「剥き出しの生」を背負わざるをえなかった人びとの「生きられた法」を通じて、「国民国家」をめぐってこれまで語られることもなかった生活実践、生活環境、コミュニティを、国民国家における法制度におびつけるつながり(ミッシング・リンク)が浮かび上がる。この結びつきが、中村地」が多まく社会的事実を支え、「不法占拠」を正当化する際の正義の母胎となってい、他を下当化する際の正義の母胎となって、他に見方を「法外生成論」と呼び、他者を徹底して排除する 20 世紀以来の正義にわって、社会的弱者の存在を肯定し容認する」、「人類の幸福に資する」社

会学的根拠を追求するうえでの鍵と位置づ けた

具体的な研究成果としてひとつの本(『生きられた法の社会学―伊丹空港「不法占拠」はなぜ補償されたのか』新曜社)にまとめた。本書の目次は以下の通りである。

目 次

はじめに

- 第1章 不法と剝き出しの生
 - 1 問題関心
 - 2 本書の構成
- 第2章 「合法/不法」の脱構築と「正義」 の再構築
 - 1 ジャスティス(法/正義)
 - 2 不法と公共性
- 第3章 「不法占拠」の系譜学
 - 1 「不法占拠」地域—兵庫県伊丹市中 村地区
 - 2 「不法占拠」と在日
 - 3 「不法占拠」の構築と脱構築
 - 4 「不法占拠」の系譜学
 - 5 在日のリアリティ
 - 6 法の暴力と沈黙
- 第4章 「不法占拠」地域の移転補償と公共
 - 1 少数者の権利と公共性
 - 2 空港騒音問題―「人格」をもつ空港
 - 3 少数者における多様性のジレンマ
 - 4 環境正義に根ざした公共性
- 第5章 法に組み込まれた「物語」
 - 1 「見立て」という仕掛け
 - 2 権利者を設定する物語
- 第6章 剝き出しの生にあらがう人びと
 - 1 例外化の権力
 - 2 貧困から生まれたお地蔵さん信仰
 - 3 剝奪を乗り越えるさまざまな仕掛け
 - 4 実践的コミュニティの語り
 - 5 生活から立ち上がる公共空間
- 第7章 生きられた法
 - 1 アジールとホモ・サケルの陥穽
 - 2 生きられた法―国民国家における ミッシング・リンク

おわりに

5. 主な発表論文等 (研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計 3 件) ①<u>金菱 清</u>、新曜社、『生きられた法の社会 学』2008 年、219 頁

- ②<u>金菱</u>清、世界思想社、「「不法占拠」の系譜学「「不法」の脱構築」三浦耕吉郎編『構造的差別のソシオグラフィー社会を書く/差別を解く』2006年、136-164頁
- ③金菱 清、新曜社、「環境正義と公共性ー「不法占拠」地域におけるマイノリティ権利の制度化」宮内泰介編『コモンズをささえるしくみーレジティマシーの環境社会学』、2006年、197-221頁

〔産業財産権〕 ○出願状況(計0件)

- ○取得状況(計0件)
- 6. 研究組織 (1) 研究代表者 金菱 清(KANEBISHI KIYOSHI) 東北学院大学・教養学部・准教授 研究者番号:90405895
- (2)研究分担者
- (3)連携研究者無